

## 宮崎県北部広域行政事務組合宮崎県北部ふるさと市町村圏基金条例

(平成7年2月21日条例第6号)

(改正 平成24年3月12日条例第1号)

(改正 平成26年11月18日条例第1号)

### (設置)

第1条 宮崎県北部ふるさと市町村圏の振興整備を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、宮崎県北部ふるさと市町村圏基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、宮崎県北部ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出予算に計上して、宮崎県北部ふるさと市町村圏の振興整備のための事業の財源に充て、又はこの基金に編入するものとする。

### (繰替運用)

第5条 理事会は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (処分)

第6条 理事会は、第1条に規定する設置の目的を達成するために必要な事業の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができるものとする。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月12日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年11月18日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。